

令和6年9月26日

林災防群馬県支部
各分会長 様
受講希望者 様

林業・木材製造業労働災害防止協会
群馬県支部長 小井土 義治

登録機関：群馬労働局
登録番号：第43号
登録した技能講習：はい作業主任者技能講習
登録更新年月日：令和6年3月31日

はい作業主任者技能講習について

標記講習を下記のとおり開催しますので、ご案内申し上げます。

この講習は、「高さ2メートル以上のはい付け又は、はいくずしの作業を行う事業場」において、労働安全衛生法第14条により選任が必要となる「はい作業主任者」の資格を取得するため、群馬労働局登録の当協会支部が技能講習を実施します。

記

1、講習日時及び会場

	期 日	受付時間	講習時間	講習会場
1日目	令和6年10月29日(火)	8:15~8:25	8:30~16:20	前橋市西善町524-1
2日目	令和6年10月30日(水)	8:15~8:25	8:30~16:20	木材振興センター

2、受講料金及び受講資格

受講料(1人当り)	受講条件
12,000円 (消費税込)	はい付け又は、はいくずし作業に <u>3年以上従事経験を有する者。</u>

*講習料は、下記口座に10月17日(木)までに送金をお願いします。

(振込み手数料は自己負担)

●振込銀行・口座名

銀行名：群馬銀行

支店名：前橋支店

口座名義：林材業労働災害防止協会群馬県支部

貯金種目：普通 口座番号：1725822

*振込を行う時に忘れずに、送金者氏名又は会社名を入力をお願いします。

当日欠席の場合は、受講料は返金いたしません。

振込明細書が領収書の代わりになるため、領収書の発行は致しておりません。

インボイス登録番号 T2010405001854

3、締切期日 令和6年10月18日(金)

4、先着 50名 (但し、期日前でも定員になり次第締切ります。)

5、受講申込について

・電話にて仮予約を受け付けます。なお、仮予約後、予約内容に変更が生じた場合、速やかに電話等で連絡をください。

・別紙により申込みをお願いします。

・住所等の確認のため、運転免許証等のコピーを添付してください。

(確認後は処分します。)

・受講申込書の事業主証明については、当該作業従事経験期間の証明を必ず受けてください。

・顔写真(縦3cm×横2.5cm)2枚を同封してください。(裏に氏名を記入してください)

・送金の控えを添付してください。

・受講申込書は下記あてに送付してください。

〒379-2131 前橋市西善町 524-1

林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部あて

(TEL.027-266-8220)

(注) 1. 申込書及び受講料入金確認を持って受付済とし受講票は発行しません。

2. 申込書等の書類が期限までに届かない場合、受講できなくなる場合がありますので注意してください。

6、新型コロナウイルス感染防止対策

●マスクの着用は、個人の判断に委ねます。

●受講を行う教室は、窓を開け換気を行うなど、密閉状態を避けるよう配慮します

●教室にはアルコール消毒液を常備いたしますので、休憩時間等にご利用ください。

7、その他

① 2日目の学科終了後、筆記試験を実施します。必ず筆記用具を持参して下さい。

② 昼食・飲み物は各自で用意してください。

③ 受講申込書用紙が不足の場合は、コピーして下さい。

担当:石井

TEL:027-266-8220

はい作業主任者技能講習科目等

1 講習科目の範囲と時間

「はい作業主任者技能講習規程」(昭和47年労働省告示第106号以下「はい作業規程」という。) 第二条関係

講習科目	範囲	講習時間
「はい」に関する知識	はいの種類、型の選択及び検数	3時間
人力によるはい付け又ははい崩し作業に関する知識	監督指導の方法、作業計画の立て方、補助具等の点検整備、危険状態の緊急置、安全作業一般及び作業標準	5時間
機械等によるはい付け又ははい崩しに必要な機械荷役に関する知識	監督指導の方法、作業計画の立て方、補助具等の点検整備、危険状態の緊急置、安全作業一般及び作業標準	3時間
関係法令	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

2 2日目の午後3時から筆記試験を実施します。